

## 埼玉県南部地域医療構想調整会議における協議事項について（案）

埼玉県南部地域医療構想調整会議設置要綱第 13 条第 5 号「病床機能の転換に関すること」については、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 議事とするもの

埼玉県南部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）事務局は、圏域内医療機関により下記(1)(2)に該当する病床機能転換が行われることを把握した場合には、当該医療機関に対し、事前に調整会議に出席し、転換計画の概要を説明するよう求めるものとする。調整会議では、転換計画の是非について協議する。

- (1) 埼玉県病床機能転換促進事業補助金（財源：地域医療介護総合確保基金）を活用して、地域包括ケア病床又は回復期リハビリテーション病床に転換する場合
- (2) 地域医療構想で不足とされている病床機能から過剰とされている病床機能へ転換（例：回復期病床→急性期病床）する場合

#### 2 報告とするもの

調整会議事務局は、圏域内医療機関により下記(1)に該当する病床機能転換が行われることを把握した場合には、当該医療機関に対し、事前に調整会議に出席し、転換計画の概要を報告するよう求めるものとする。

- (1) 地域医療構想で過剰とされている病床機能から不足とされている病床機能への転換（例：急性期病床→回復期病床）で、比較的大規模な転換等である場合
  - ア 報告事項とするかどうかは、当該医療機関を所管する保健所と調整のうえ決定する。
  - イ 転換後の他医療機関・介護施設等との連携を円滑にするため、当該医療機関から報告したい旨の申し出があった場合は、規模に関係なく報告事項とすることができる。

## 【参考】

「地域医療構想の進め方について」（抜粋）

（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

### （1）地域医療構想調整会議の協議事項

ア．個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

（ウ）その他の医療機関に関すること

その他の医療機関のうち、開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに平成 37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

（エ）留意事項

都道府県は、（中略）過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求めること。

### （2）地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

ア．個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績

イ．個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況